

経営開始資金 要件確認シート

確 認 項 目	
①	独立・自営就農時の年齢が、原則 49 歳以下であること。
②	事業実施年度の前々年以降に経営を開始し、独立・自営就農をする者であること。
	ア.農地の所有権又は利用権を有していること。
	イ.主要な農業機械・施設を所有し、又は借りていること。
	ウ.生産物や生産資材等を申請者名義で出荷・取引していること。
	エ.農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を申請者名義の通帳及び帳簿で管理していること。
	オ.農業経営に関する主宰権を有していること。
③	青年等就農計画の認定を受けること。
④	経営発展支援事業計画等が農業経営を開始して 5 年後までに農業で生計が成り立つ計画であること。計画の達成が実現可能であると見込まれること。
⑤	経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農場経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、新規参入者と同等の経営リスクを負うこと。（以下のいずれかの取組を実施すること。）
	ア.新規作目の導入
	イ.新技術の導入
	ウ.新たな販路開拓や直売、輸出等への取組
	エ.農産物加工への取組
	オ.観光農園や農家レストランへの取組
	カ.その他経営の改善・発展に向けた取組 （例：現状の所得等を 10%以上増加、又は生産コストを 10%減少させる計画であること。）
⑥	地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること。
⑦	次に掲げる条件に該当していること。
	ア.生活費確保を目的とした国の他事業の給付を受けていないこと。
	イ.雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就農氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
	ウ. 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は廃止前の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
	エ.経営発展支援事業のうち通常枠、令和 4 年度補正初期投資促進事業又は世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプについて補助事業費の上限額である 1,000 万円の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
	オ.地域農業構造転換支援事業又は新規就農者チャレンジ事業による補助金の交付を現に受けていないこと。
⑧	園芸施設共済等に参加していること。又は加入することが確実と見込まれること。
⑨	世帯所得 600 万円以下であること。
⑩	就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
⑪	事業実施年度の 3 年前の年度の 4 月以降に農業経営を開始した者であること。
⑫	環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。